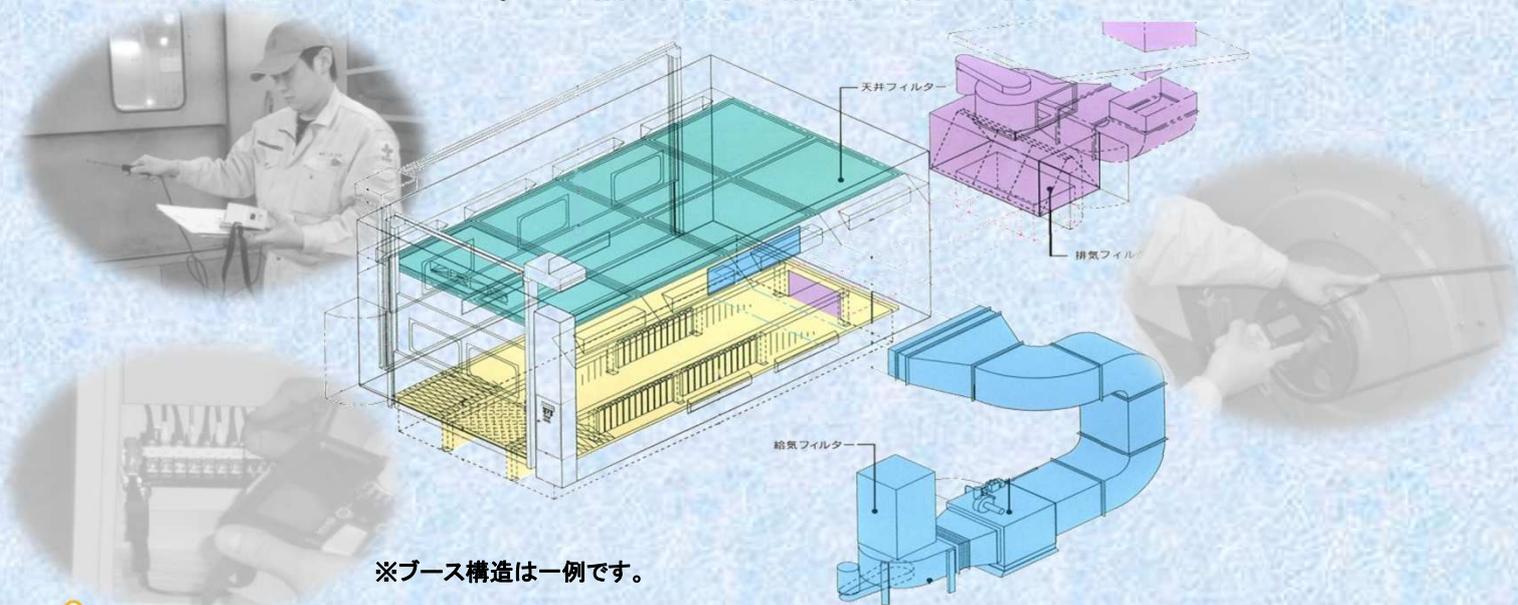


「定期自主検査」・「作業環境測定」 は、法律で義務付けられています！

※「定期自主検査」・「作業環境測定」を行った場合は合わせて「清掃」をお勧め致します。



平成20年3月より「**局所排気装置**の定期自主検査指針」が変更になりました。専門の技術及び測定器を必要とする点検項目が追加され、お客様自身での定期自主検査が難しくなりました。※局所排気装置等定期自主検査者による点検。



※ブース構造は一例です。

・定期自主検査 (有機溶剤中毒予防規則 第4章)

事業者は、局所排気装置については、**一年以内ごとに一回、定期自主検査**を行わなければならない ※検査記録は、3年間保管すること。

罰則:労働安全衛生法 第12章 第120条「50万円以下の罰金」

・作業環境測定 (労働安全衛生法 第7章 第65条)

事業者は、有害な業務を行う作業場で、**六ヶ月に一回 作業環境測定**を行い、その結果を記録しておかなければならない。※検査記録は、3年間保管すること。

※作業環境測定士が6ヶ月に1回(年2回)行い、結果を評価する必要あり。

罰則:労働安全衛生法 第12章 第119条「6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金」

塗装ブースの清掃・点検は
ビーエフケーまでご連絡ください。

「塗装ブースを安全に

お使い頂く為のお知らせ」



塗料が塗装ブース内または排気ダクト等に堆積することで**ブース火災**が発生する恐れがあります。

防止策は「**塗料ミストの除去**」＝「**清掃**」です。

特に、シャーシブラックなどにはこれらの樹脂系塗料が多く含まれていますので定期的に清掃が必要です。



・定期清掃 / フィルター交換

塗装ブースの**安全性・性能を維持する為**に定期的な**メンテナンス**が必要になります。怠ると、**火災・塗装品質の低下**などの事故の恐れがあります。

※計画的に塗料ミスト等の清掃を行うことを推奨します。



ご使用されている各種塗料の容器に下記のような記載が有る場合は『**塗料の自然発火**』にご注意ください！



『塗料が付着した可燃物(ウエス、ダンボールなど)や塗料カス、スプレーダストなどは自然発火のおそれがあります。速やかに焼却処分するか、容器に入った水に浸して処理してください。』

※主に「**フタル酸系樹脂塗料**」・「**アルキド系樹脂塗料**」・「**調合ペイント**」と称される塗料など。

環境と共に歩むBFK

(技術は環境へ 環境は地球の未来へ！！)

BFK 塗装ブース・脱臭・集塵システム
株式会社 ビーエフケー

- 本社 〒811-2202 福岡県糟屋郡志免町志免3丁目13番12号
TEL:092-935-1231 FAX:092-935-1238
- 関東営業所 〒364-0011 埼玉県北本市朝日4-553
TEL・FAX:048-507-0293